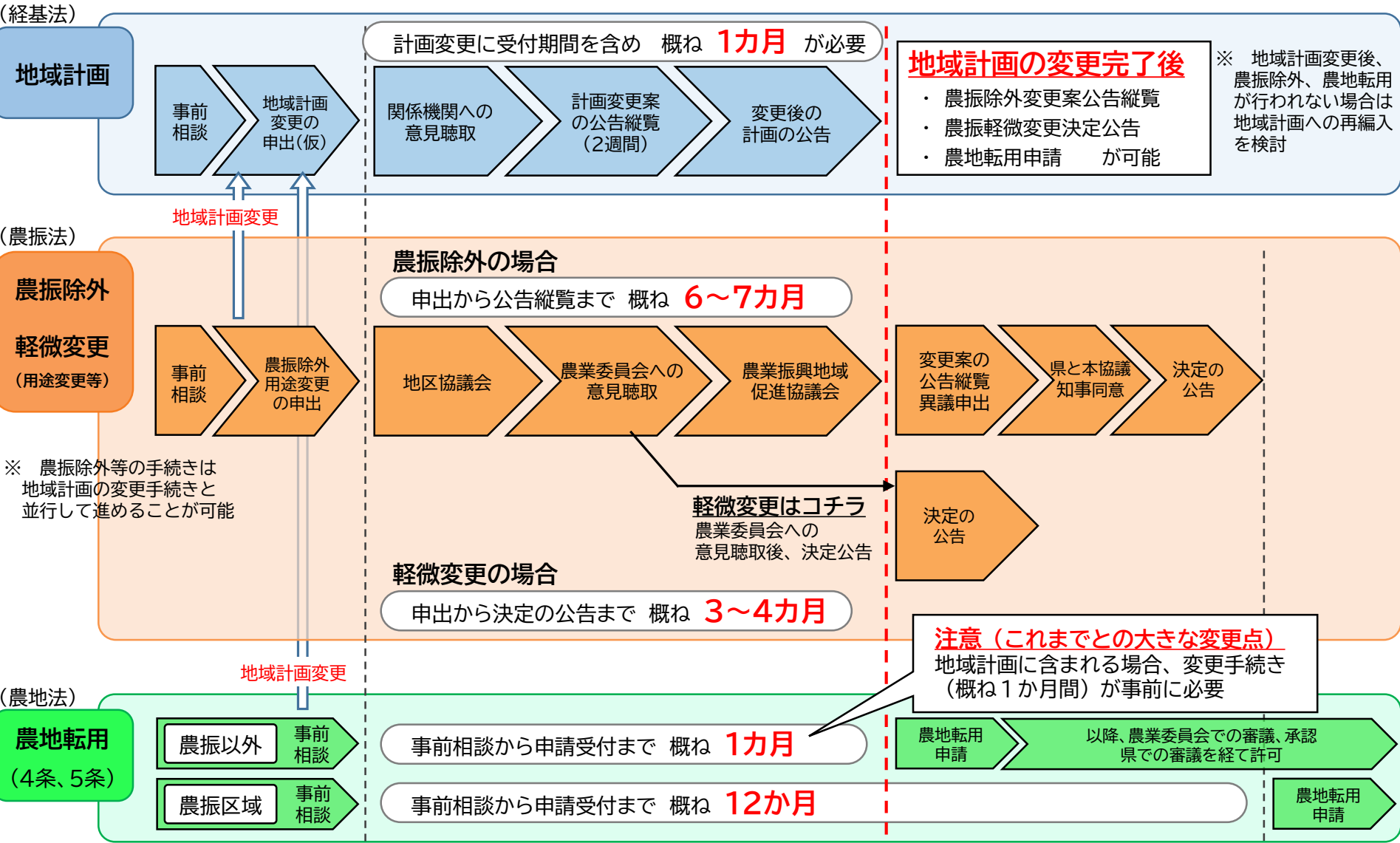


地域計画の変更手続きと農振除外・農地転用許可の手続きについて

- ① 令和7年4月から農業経営基盤強化促進法による地域計画内の農地において、農振農用地区域からの除外や軽微変更、農地転用をする際には、地域計画の変更（除外）手続きが必要です。
- ② 農振除外の変更案の公告・縦覧や農地転用申請は、地域計画の変更公告後に可能となります。
- ③ 農地中間管理機構や農地法第3条を活用した農地の権利移動（売買、貸借、贈与、交換等）は事前に地域計画を変更する必要はありません。



※ 農業施設200㎡未満の届出についても農地転用申請に準ずる

農地転用許可に係る地域計画変更スケジュール

【地域計画策定後の農地転用に係る計画変更の方針】

農地転用の申請受付に併せて、翌月申請予定の農地転用の事前相談を受け付け、転用が見込まれる農地は地域計画の変更（除外）をする。

基本の受付期間 毎月5日～15日		令和7年度						
		9月		10月		11月		12月
		5日～16日	17日～	6日～15日	16日～	5日～17日	18日～	5日～15日
農地転用 (4条、5条) 農業委員会 事務局	9月分 農地転用 申請受付		10月分 農地転用 申請受付		11月分 農地転用 申請受付		12月分 農地転用 申請受付	
地域計画 農政課	(事前相談) 10月分 地域計画 変更の申出		(事前相談) 11月分 地域計画 変更の申出		(事前相談) 12月分 地域計画 変更の申出		(事前相談) 1月分 地域計画 変更の申出	
		地域計画 の変更		地域計画 の変更		地域計画 の変更		
地域計画の変更手続きは受付期間を含め概ね 1か月 を要します 【計画変更に必要な手続き】 ・ 農業委員会、農業協同組合等の関係者への意見聴取 ・ 計画変更案の公告、縦覧 ・ 変更後の計画の公告								